



資料提供先:米子市政記者クラブ

日刊建設工業新聞

伯耆町有線テレビジョン放送

令和6年8月6日

中国地方整備局

日野川河川事務所

河川パートナーシップ拡充の新しい取組み

～日野川の『河川協力団体』を募集します～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成25年7月11日に施行され、この中で河川協力団体指定制度が創設されました。これを受け、国が管理する日野川及び法勝寺川の河川管理区間・菅沢ダム管理区間において、今年度も河川協力団体を募集することとしましたのでお知らせします。

記

1. 募集区間　日野川河川事務所が管理する河川管理区間
2. 募集期間　令和6年8月6日（火）～令和6年10月4日（金）
3. 募集内容　募集要項や指定申請書、募集対象河川区間や制度概要等は下記の日野川河川事務所ホームページに掲載しています。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/kyouryokudantai.htm>

「河川協力団体」とは

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。なお、日野川河川事務所管内では、平成29年度に特定非営利活動法人「未来守りネットワーク」が指定されています。

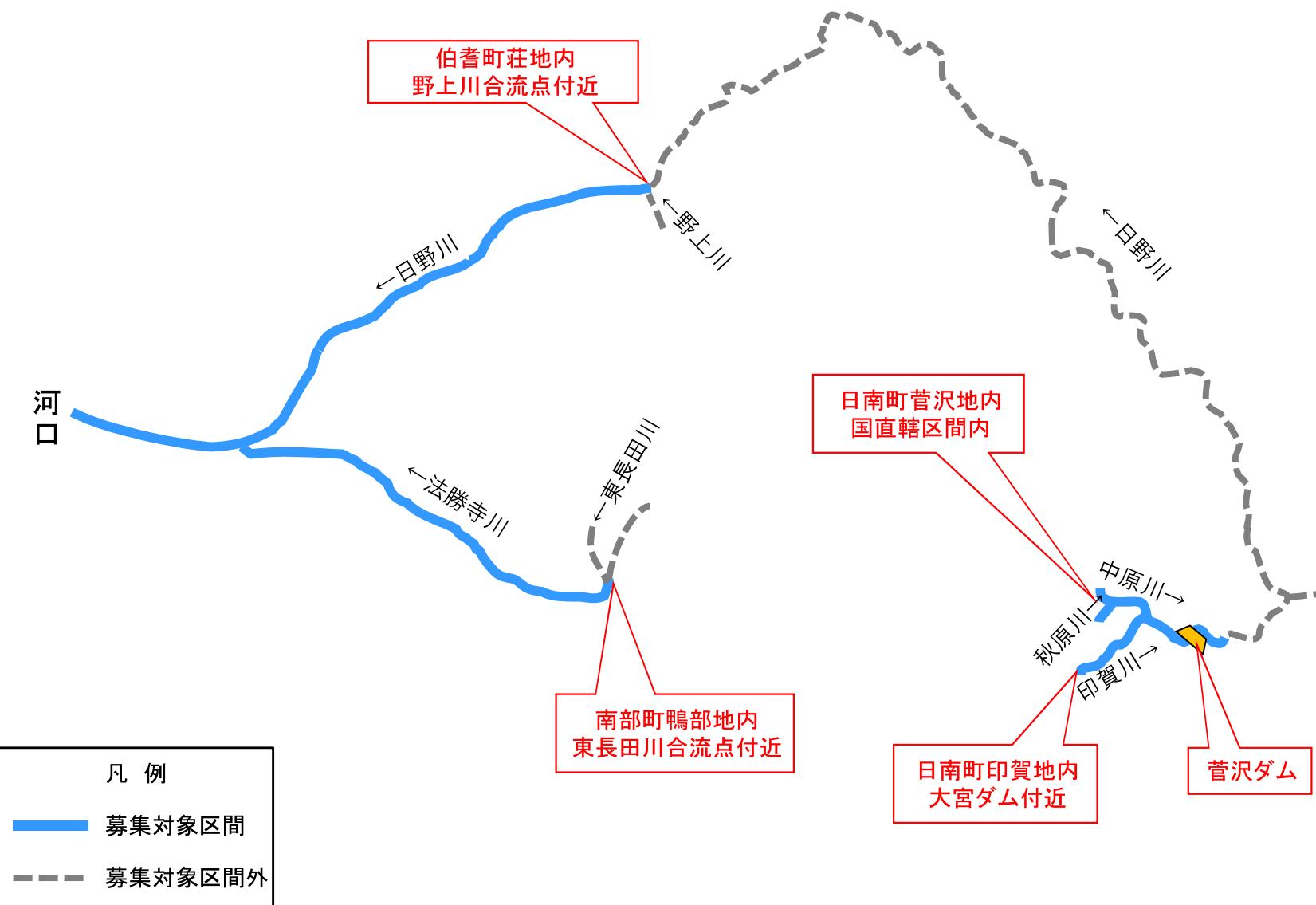
【問合せ先】

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所

副所長（技術） 池田 ☎ 0859-27-5484（代表）

流域治水課長 河口 ☎ 0859-27-2420（直通）

河川協力団体募集範囲図



河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

■ 河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行なう民間団体等を支援するものです。**
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行なうことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どう変わる

◆法律上に規定されている河川協力団体として指定されることになります。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。



■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

◆許認可等の簡素化

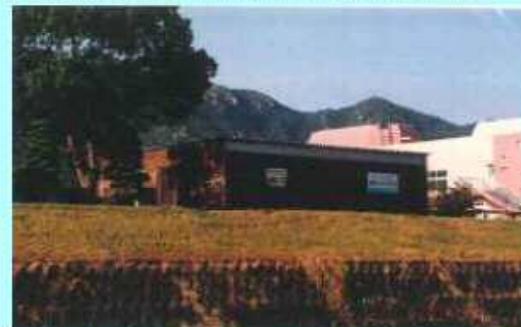
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体にのみ
委託可能



【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの
に委託可能

《委託の例》

① 「河川管理施設の維持」

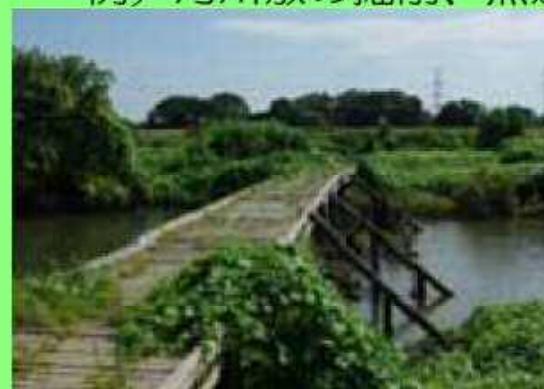
例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備

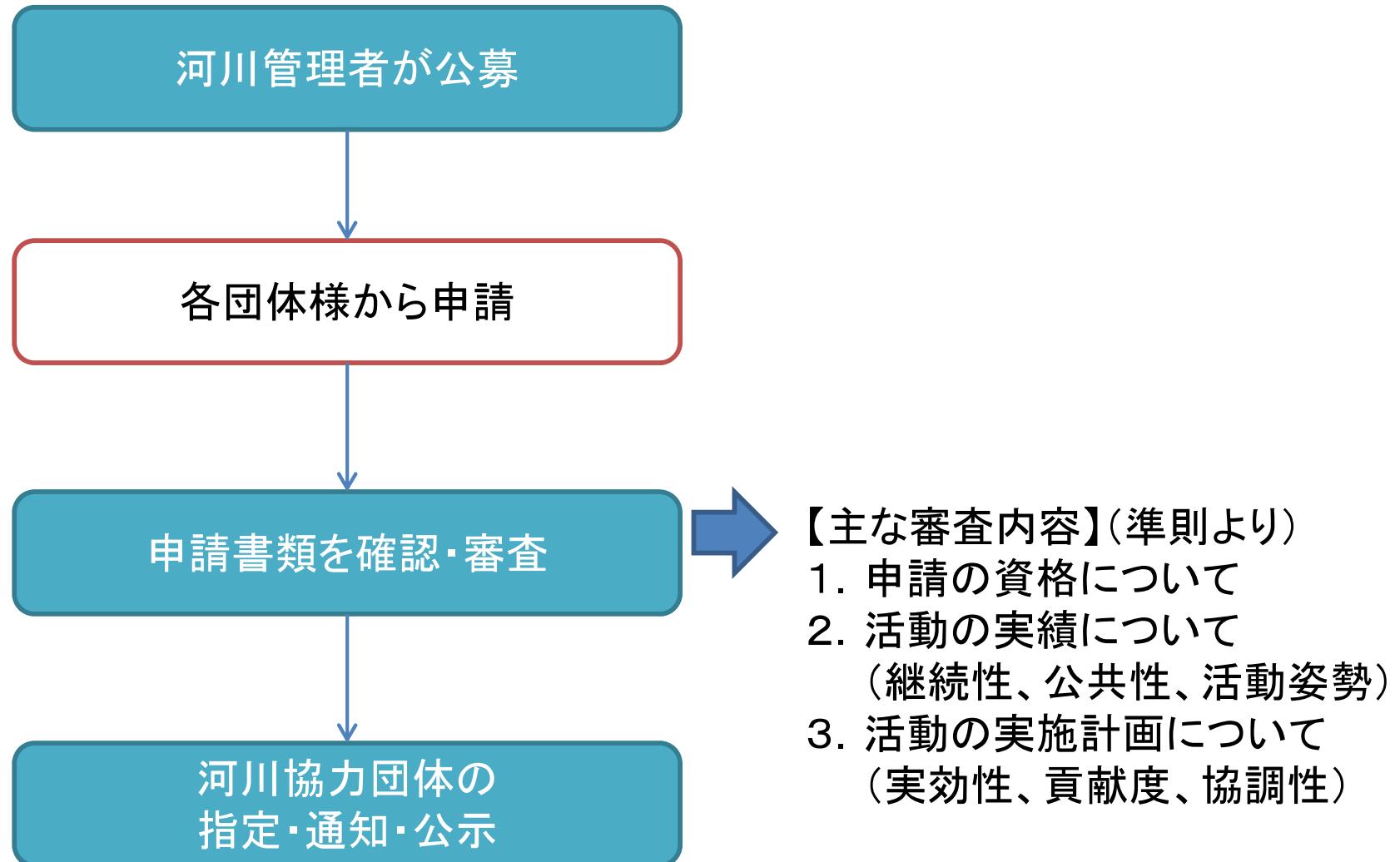


魚道の改良

河川協力団体の指定について

■ 河川協力団体の指定までの主な流れ

国が直接管理する(直轄)区間では



■今年度のスケジュール案

